別記　八単位符合の構成

b8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
b7	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
b6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
b5	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
b4b3b2b1	列 行	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
0 0 0 0	0	NUL		SP													
0 0 0 1	1																
0 0 1 0	2																
0 0 1 1	3																
0 1 0 0	4																
0 1 0 1	5																
0 1 1 0	6																
0 1 1 1	7																
1 0 0 0	8																
1 0 0 1	9																
1 0 1 0	10																
1 0 1 1	11																
1 1 0 0	12																
1 1 0 1	13																
1 1 1 0	14																
1 1 1 1	15																

GL符号領域　　GR符号領域

注1　GL符号領域は、ＪＩＳ　C6220（1976）表2のローマ文字用図形キャラクタ集合とする。

2　GR符号領域は、カナ表示の場合は、ＪＩＳ　C6220（1976）表3の片仮名図形キャラクタ集合とする。漢字表示の場合はＪＩＳ　C6226（1983）情報交換用漢字符号系の図形文字用符号のうち1区から47区の符号を使用し、先行する文字符号を区番号、次の文字符号を点番号とする。

3　斜線部分の符号は、使用しない。

4　NULは、メッセージ信号内の不使用部分の充填に使用する。

5　SPは、空白に使用する。

○総務省告示第二百九十六号

標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）第十二条第三号及び第十九条（いずれも標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第十二条及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十一年郵政省告示第百二十五号（標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　放送番組のデータの送出

1　データラインの構成及び送出手順

データラインの構成及び送出手順は、別表第一号に示すとおりとする。

2　データグループの構成及び送出手順

(一)　データグループの構成は、別表第二号に示すとおりとする。

(二)　データグループヘッダの構成及び送出手順は、別表第三号に示すとおりとする。

(三)　サイクリック・リダンダンシー・チェック符号は、別表第四号のとおりとする。

3　番組データの構成及び送出手順

(一)　番組データは、番組管理データ及びページデータにより又は番組索引データにより構成されるものとし、別表第五号に示すとおりとする。

(二)　番組データの送出方法は、別表第六号に示すとおりとする。

(三)　データヘッダの種別は、番組データヘッダ、ページデータヘッダ、継続データヘッダ及び番組索引データヘッダとし、その構成及び送出手順は、それぞれ別表第七号から第十号までに示すとおりとする。

(四)　データユニットの種別、構成及び送出手順は、別表第十一号に示すとおりとする。

二　文字及び図形の表示並びに付加音の表出

1　文字及び図形の表示

(一)　文字並びにモザイク図形表示及びＤＲＣＳ図形表示による図形を表示する動作区画の大きさは、別表第十二号に示すとおりとする。

(二)　文字及び図形の表示位置又は動作の方向は、別表第十三号に示すとおりとする。

(三)　文字及び図形の表示の機能は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式の規定によるほか、別表第十四号に示すところによるものとする。

(四)　文字及び図形の表示に関する制限等は、別表第十五号及び第十六号のとおりとする。

2　付加音の表出

付加音の表出における音色、音の高さ、音の強さ等の機能は、別表第十七号に示すとおりとする。

三　文字、図形及び付加音の符号化

1　八単位符号による符号化

(一)　八単位符号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。

(二)　八単位符号の拡張方法は、別表第十九号に示すとおりとする。

(三)　文字、モザイク図形表示又はジオメトリック図形表示による図形及び付加音の符号化は、別表第二十号から第二十二号までに示すとおりとする。

2　八単位符号以外の符号化

一層フォトグラフィック図形表示、多層フォトグラフィック図形表示又はＤＲＣＳ図形表示による図形その他八単位符号によらないデータの符号化は、別表第二十三号から第二十八号までに示すとおりとする。

四　その他

(一)　各表示モード及び欧文横書の書式における文字及び図形の表示並びに符号化の制限は、別表第二十九号に示すとおりとする。

(二)　データヘッダ、データユニット及び制御符号と初期化動作項目との関係は、別表第三十号に示すとおりとする。

別表第一号　データラインの符号構成及び送出手順

1　ビット同期符号

B1								B2							
b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8	b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8
1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0